

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則七 七）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____ 」に改め、（注）を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - ア 申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）又は国際貢献活動としての奉仕活動への参加が決定したことを証する書類
 - イ 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類
 - 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 - 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する には、シ印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の自己啓発等休業に関する規則別記様式による用紙は、所定の間、所要の調整をして使用する事ができるものとする。